

かつしかの窓

平成25年4月1日より公益社団法人葛飾法人会としてスタート!!

トピックス

地域紹介／新宿



「東京理科大学葛飾キャンパス」

Contents

公益社団法人葛飾法人会として新たにスタート	2	葛飾税務署からのお知らせ	12
法人会と区民の集いを開催	3	葛飾わくわく！お店探検隊3	13
税制改正大綱	4~5	葛飾都税事務所からのお知らせ	14
事業承継税制が使いやすくなります！	6~7	葛飾区役所からのお知らせ	15
委員会報告	8	女性部会／第3地域事業部	16
地域紹介（新宿支部）	9	編集後記	16
企業紹介（第7地域事業部）	10~11		



平成 25 年 4 月 1 日より

公益社団法人葛飾法人会として新たにスタート



公益社団法人 葛飾法人会
山田 幸三 会長

日頃は法人会活動にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、社団法人葛飾法人会は昨年公益認定を申請しておりましたところ、平成25年3月25日に認定書を交付され、4月1日付けで設立登記を行い、「公益社団法人葛飾法人会」として新たにスタートを切ることになりました。皆様方のご理解とご協力の賜物でございます。心よりお礼申し上げます。

景気はアベノミクスの効果により見通しが明るくなったと云われていますが、区内の中小零細企業は、その実感が余りなく厳しい状況ではないでしょうか。葛飾区内では90%以上が大手の下請けで、年々コストダウンを要求され、苦しい経営が続いているものと思われま。我々法人会としては、機会ある度に法人税の軽減も含め、中小零細企業が少しでも経営環境の改善がはかれるよう政府に粘り強く要望していくつもりです。

葛飾法人会は会員だけでなく会員以外も参加できる事業を今までも実施してまいりましたが、今後は従来以上に会員以外の方へも広く門戸を開き、葛飾法人会の行事に参加し

ていただく事となります。

もちろん会員優先という主旨には変わりありません。但しこれからは事業の50%以上を公益事業に振り分けなければなりません。当会は稼働法人9,969社(3月末法人会調べ)の内、当会へ4,381社入会頂いており、43・9%の加入率で、区内でも最大の団体です。東京都で約15万社強、全国で90万社強の会員で全国的にも大きな団体で、政府への要望も毎年行っております。そして公益社団として、従来より実施していた、「納税意識の高揚」や「社会貢献」が主な事業である事には変わりありません。

今後も社会貢献事業として年3回の献血運動、施設慰問、区内の小学生・中学生への租税教育や、税に関する絵はがきコンクールなど継続します。昨年は6000人の小学生が絵はがきコンクールに応募してくれました。小学生の内から少しでも税に関心を持ってもらおうよう実施しています。また、8つの地域事業部では地域社会の発展を目的とした研修会や講演会を活発に行い、異業種交流に力を入れたいと考えています。

また、この度の公益社団へ移行に伴い、この会の主旨をご理解いただき、賛同していただける方なら、個人でも賛助会員として入会いただける事になりましたので一人でも多くの方に入会をお願いいたします。

今後とも公益社団として役員一同しっかりと取り組んでいきたいと思っております。何卒旧にもまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

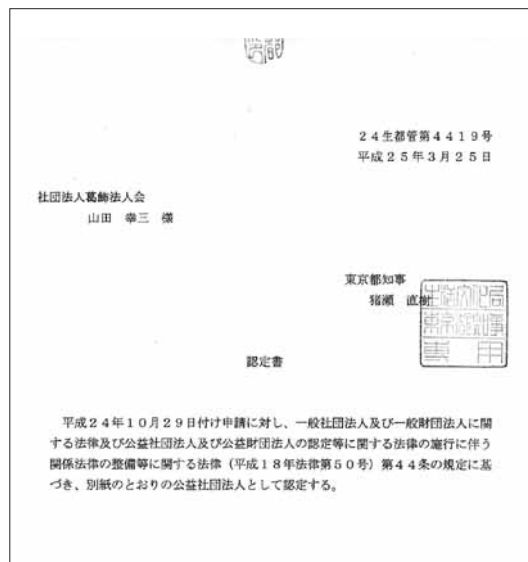
名称 社団法人葛飾法人会→公益社団法人葛飾法人会
主務官庁 財務省国税庁東京国税局→東京都

内容 決議事項

- 1、平成24年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録承認の件
- 2、会費規程改定承認の件
- 3、役員選任承認の件

会員の皆様には、往復ハガキにて別途ご案内を差し上げてます。必ずご返信ください。

尚、ご欠席の場合には、ハガキの委任状欄へご署名のうえ、ご提出をお願いいたします。



平成24年度 第1回、第2回

法人会と区民の集いを開催

第1回は塚越寛氏を講師に迎え



れることを目指してきた。しかも、25年前から、会社を「いい会社」にして、しかも永続性のある会社を目指すうえで、二宮尊徳のことばであり本日のテーマである「遠くをはかるものは富み、近くをはかるものは貧す」を経営理念としてきた。

すなわち企業としての価値は、いかに社会に役立ったか、そして永続性であることを絶えず念頭に置き、それを実践してきたことにある。

こうした、塚越氏の経営理念は、日本を代表する大企業でも共感を得つつある。同氏を招き講演会を開いたほか、経営にも、その理念を取り入れ始めている。

講演では、具体例を挙げて話しをするとともに、解り易い言葉を交えて話されたので聴衆には塚越氏がいつも実践してきた経営理念が素直に浸透したものと思われる。

1時間半にわたる講演が終わり万雷の拍手をもって幕が閉じられる。最後に、石田副会長が閉会のことばを述べて、本日の第1回の「法人会と区民の集い」が終了する。

第2回は高橋五月氏を講師に迎え



3月26日、かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホールにて開催された。司会は増田副会長が担当する。講演に先立ち片岡副会長が閉会のことばを述べた後、会長が挨拶する。

講演は、まず司会が高橋氏のプロフィールを紹介した後、「ゴルフと健康」の講演テーマで行われる。

講演は、冒頭に8年程前の葛飾法人会の支部から講演を依頼された時の話から始まり、本日の講演は、主にプロゴルファーの苦労話と話を聞いただけでゴルフが上手くなる方法がテーマに話が進められた。

プロゴルファーには色々な苦労があるが、トーナメントに出ると年間約70万〜1千万円も掛かる。また試合中だけでなく日常生活の面でもメンタルな部分も多くストレスがたまりやすい職業である。

ゴルフが上手くなるために、セツトアップとトップスイングが大事で

公益社団法人葛飾法人会 第1回 定時総会のお知らせ

日時 平成25年5月29日(水) 午後3時
総会 午後5時
情報交換会
場所 葛飾法人会館 3階大会議室
会費 5,000円(情報交換会参加者)

ある。練習での積み重ねが大事である。ストレッチをためない工夫をする。専門家に見てもらい適切なアッドバイスをもらうことが大切であるといったことを挙げられる。

講演を行う一方で、絶えず実技を交えながら説明したので、聴衆者にとっても分かりやすい講演となった。

講演の最後には、会場から一人飛び入りで実演者として壇上に上がって貰い、即興でコーチを行った。

講演中、ユーモア溢れるエピソードが加わり、一時間半は瞬く間に過ぎた。終演となり会場からは、講師に対する惜しみない拍手が続いた。

講演終了後、川上副会長が閉会のことばを述べて、本日の「法人会と区民の集い」が終了する。

2月26日、かつしかシンフォニーヒルズ アイリスホールにて開催。司会は増田副会長が担当する。講演に先立ち小川政雄副会長が開会のことばを述べた後、会長が挨拶する。講演は、まず講師が同社のプロフィールを紹介した後、「遠くをはかる、いい会社をつくりましょう」の演題で行われる。

同社の経営内容に触れ、同社が創立以来、赤字決算がなかったこと、確実に利益が増加し経常利益率も10%台を維持していることを報告する。

同社に対する高い評価は、こうした業績の確実性だけでなく、むしろ塚越氏が実践してきた経営方法・理念が受け入れられた結果といえる。

良い会社でなく、「いい会社」といわ

平成25年度 税制改正大綱

中小企業の交際費枠の拡大

事業承継税制の適用要件緩和など

法人会の改正要望盛り込まれる！

政府は本年1月29日、平成25年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱には、法人会がかねて強く求めていた中小企業の交際費枠の拡大、相続時精算課税制度の拡充、事業承継税制の適用要件の緩和などが盛り込まれるとともに、設備投資や研究開発を促進し、雇用や所得の増加につなげるための企業向けの減税策がうたわれています。

主な内容をお知らせします。

法人税関係

■交際費枠の拡大

中小企業が支出する交際費について、限度額を800万円(現行600万円)まで引き上げ、損金不算入措置(現行10%)を撤廃、よって800万円以下の部分については、全額損金算入が可能となります。

■生産設備投資促進税制の創設

設備投資金額が減価償却費を超え、かつ、設備投資額が前年に比べて10%超増加の場合は、30%の特別償却又は3%の税額控除が認められます。

■経営改善に向けた設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者が、商工会議所、経営革新等支援機関による指導を受け、設備投資を行った場

■所得拡大促進税制の創設

上記の要件を満たす給与の増加額について10%(中小企業は20%)の税額控除が認められます。

- ・給与が基準年度に比べ5%以上増加
- ・給与が前年対比で減少しないこと
- ・平均給与が前年対比で下回

■雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の税額控除額が1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、高年齢継続被保険者になった者も雇用者として算定できるようになります。

※各項目とも平成25年4月1日開始事業年度から



所得税関係

■**所得税の最高税率の見直し**
 所得税の税率について、課税所得4,000万円超について45%に引き上げられます(現行1,800万円超40%)。
 ※平成27年分から

■日本版ISAの導入

年間100万円までの上場株式等への投資について、ISA口座内で保有していれば、最大で5年間は配当・譲渡益が非課税となります。
 ※平成26年分から

◎日本版ISAとは…非課税口座内の少額上場株式や投資信託等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置。イギリスのIndividual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にした制度。

■**金融所得課税の一体化の拡充**
 公社債等に対する課税方式を、上場株式等と一致させて申告分離課税方式に変更し、損益通算を可能にします。
 ※平成28年分から

■**住宅ローン減税等の延長**
 住宅ローン減税は、平成25年末で期限切れとなる予定でしたが、平成29年末まで4年間延長されることになりま

した。
 消費税の増税のタイミングでの駆け込み需要及びその反動を抑制する趣旨で、8%若しくは10%の消費税率で、住宅を取得した場合は、控除限度額が最大で200万円増額されます。購入金額によつては、消費税増税後に住宅を取得した方が有利になります。



相続税及び贈与税関係

■**相続税の基礎控除の引下げ**
 相続税の基礎控除が、3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられます(現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数)。
 ※平成27年の相続から

■**相続税及び贈与税の税率の変更**
 相続税の最高税率が55%に引き上げられます。また、それに伴い贈与税の最高税率

も55%に引き上げられます(現行ともに50%)。さらに、税率構造についても変更されます。なお、20歳以上の者が、直系尊属から贈与を受ける場合は税率が軽減されます。
 ※平成27年の相続又は贈与から

■小規模宅地の特例の拡充

特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。さらに、従来は選択適用だった特定事業用宅地等と特定居住用宅地等について併用適用可能となります。
 ※平成27年の相続から

■相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に20歳以上の孫(現行推定相続人のみ)が加わり、贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。
 ※平成27年の贈与から

■事業承継税制の適用要件の緩和等

親族外への承継もOK、雇用8割条件を5年平均で評価、事前確認制度が不要となります。また、納税猶予が打ち切られた場合のリスクが軽減し、先代の経営者が役員を退任する必要もなくなり、使い勝手が良くなります。
 ※平成27年の相続又は贈与から

■子や孫への教育資金の一括贈与制度

30才未満の子や孫へ、教育資金として金融機関へ信託した場合、1人につき1,500万円までの贈与税が非課税となります。
 ※平成25年4月1日の贈与から

その他

■印紙税

平成26年4月以後は、領収書などに記載された受取金額が5万円未満の場合は、印紙が不要になります。

■延滞税等

延滞税が金利の動向により変動することになります。貸出約定平均金利が1%なら、通常の延滞税が年利率14.3%から9.3%に、2ヶ月以内の納付の場合で4.3%から3%になります。
 ※平成26年以後の期間に対応する部分から

☆記事内容についての問い合わせは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL 03-53663-5958

FAX 03-53663-5449

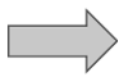
HP <http://www.tida-office.jp/>

(社)東京法人会連合会

(4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

～利子税負担を軽減

現在 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、
納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。



平成27年1月～※

利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。

平成27年1月～※

承継5年超で、5年間の利子税を免除。

～事業の再出発に配慮

現在 相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

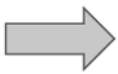


平成27年1月～※

民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

現在 現経営者は、贈与時に役員を退任。



平成27年1月～※

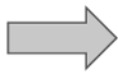
贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。
(有給役員として残留可)

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(6) 債務控除方式の変更

～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

現在 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を
株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。



平成27年1月～

現経営者の個人債務・葬式費用を
株式以外の相続財産から控除。

<事業承継税制のお問い合わせ先>

部局名	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783(直通)	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922(直通)	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0323(直通)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通)	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023(直通)	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661(直通)	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529(直通)	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447(直通)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-1755(直通)	沖縄

中小企業庁事業環境部財務課 Tel:03-3501-5803 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

事業承継税制が使いやすくなります！

平成25年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります！

事業承継税制とは？

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

<税制改正のポイント>

(1) 事前確認の廃止 ～手続の簡素化

現在 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

➡ 平成25年4月～ 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。



(2) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

現在 後継者は、現経営者の親族に限定。

➡ 平成27年1月～ 親族外承継を対象化。

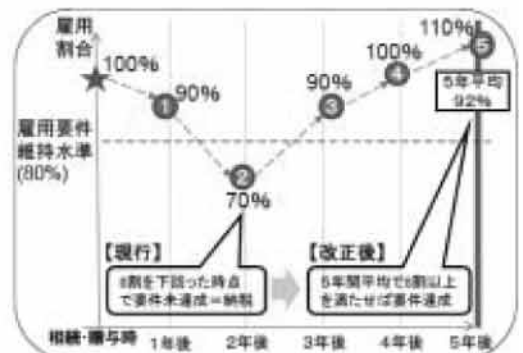


(3) 雇用8割維持要件の緩和

～毎年の景気変動に配慮

現在 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

➡ 平成27年1月～※ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。



※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

*** 厚生委員会- 健康セミナーを開催**

ips 細胞は何をもたらすのか？

3月18日（月）午後5時から葛飾法人会3階大会議室にて山田会長はじめ役員各位、会員各位、保険会社各位と多数の参加にて第2回健康セミナーを開催しました。慶應義塾大学医学部特任准教授、医学博士八代嘉美先生を講師にお迎えして行われました。専門は幹細胞生物学です。八代先生は現在、再生医療研究の経験とSFなどの文学研究を題材に「文化としての生命科学」の確立を試み、科学研究と市民社会が協働できる社会基盤の構築を目指しています。このマンガ・小説などの監修、評論なども手がけておられます。内容は専門用語が多い為まとめに苦労しましたが、要約するとips細胞とは大人の体の細胞から様々な種類の細胞を作り出せる細胞のことで今後の医療では一番注目され将来性があるということです。（記：大久保賢一）



*** 税制委員会- 税制勉強会を開催**

平成24年度税制委員会主催の勉強会を2月18日（月）法人会館3階大会議室に於いて開催いたしました。当日は2月の定例理事会終了後の5時より6時30分まで行われ、多くの理事・役員さんが引き続き残られ、また一般の会員さんも参加され、約40名程の参加者でした。

講師には、全国法人会総連合税制顧問・元産経新聞論説副委員長・岩崎慶市氏をお招きし、「我が国の税財政改革～社会保障と税の一体改革はまだ一步にすぎない～」という演題で、示唆に富んだ、興味深いお話をして頂き、聴講された皆様も大変満足された勉強会になりました。

税制委員会としましては、今後も定期的に税に関する勉強会を催したいと考えております。



*** 社会貢献委員会- 献血活動**

亀有アリオで今年度3回目の献血活動！

平成25年3月23日（土）に本年度3回目の献血活動を、亀有アリオイベント広場にて行いました。山田会長・岡田副会長を始め、女性部会10名青年部会9名社会貢献委員会9名大同生命5名の総勢35名で9時30分より、午後4時まで、日本赤十字社の献血事業のお手伝いをしました。献血者の勧誘と受付業務が主な役割です。今回は、好天に恵まれ風もなくポカポカ陽気で、来場者も多く、献血申込者136名、献血者101名と、久々に100名の大台を超えることが出来ました。

平成25年度も3回の献血活動を予定しております。今後とも皆様のご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。



*** 組織委員会- 会員増強功労者表彰式開催**

3月22日（金）会員増強功労者表彰式が午後5時より法人会館3階大会議室にて、衛藤葛飾税務署長はじめご来賓各位と、多くの役員・会員の皆様にご出席頂き盛大に開催されました。

昨年9月の決起大会にて、120社増強の目標を掲げ12月まで各支部が増強推進に努めた結果、74社の新会員を迎え、増加率100.07%、加入率44.29%でした。今年度はお花茶屋支部が全て（増加率・達成率・加入数・総合）の1位を独占するという素晴らしい成績をおさめられました。

表彰式は式次第に従って、行われ無事終了しました。

休憩後、情報交換会が行われました。会場では労いの言葉、増強の苦労話などが飛び交い、盛会のうちに中締めとなりました。

表彰状を受ける
細谷支部長 →

↓ 会場風景





地域紹介

歴史ある町、地域の宝

新宿支部（第34支部）

支部長 津村 忠 詔



新宿の旧水戸街道沿いの静かな町の中に、江戸時代の初期あたりまでの間に建てられ、現代まで続いているものがあります。500年ほど前を想像して町を歩くと、今の新宿が少し興味あるところに見えそうです。お宝を発見できるかもしれません。地域として新宿の隠れたお宝を紹介しましょう。新宿は昔栄えていて・・・というお話より、人や心の支えとして寺があります。新宿には西念寺、立増寺、宝蓮寺、慶円寺、浄心寺の5つの寺があります。



西念寺（浄土宗） 葛飾区新宿 2-4-13

覚林山宝樹院と号し、文安5年（1448）僧浄円が結んだ草庵を起源とし、天文元年（1532）覚蓮社法誉が寺院として創建したといわれています。江戸時代には門末7カ寺を擁する小本寺格の寺院でした。



立増寺（日蓮宗） 葛飾区新宿 2-10-20

長遠山と号し、日蓮聖人の大檀越だった駿河国松野の郷士松野六郎左衛門重正が開基と云われ、日位が開山となり、永正年間（1504-1521）に創建したと伝えられます。



宝蓮寺（真言宗豊山派） 新宿 2-11-22

医王山蓮華院と号し、天文元年（1532）に栄源が中興開基となり創建したと伝えられます。南葛八十八ヶ所霊場73番、新四国四箇領八十八カ所霊場27番です。



慶円寺（浄土宗） 葛飾区新宿 5-5-2

東雲山秀清院と号し、当地の村民五郎右衛門夫婦（法号：林誉慶円・円誉秀清）が、飯沼弘経寺の住僧南誉雲念の下で出家した後、当地に創建したといわれています。飯沼弘経寺の南誉雲念は後に増上寺20世となった僧で、彼を勧請開山とします。



浄心寺（浄土宗） 葛飾区新宿 2-22-20

浄心寺は林光山称名院と号し、慶長19年（1619）廓蓮社然誉潮吞和尚が開山、明吞が開基となり創建。江戸時代には両国回向院（墨田区）および小塚原回向院（荒川区）住持の隠居寺であったといわれています。



さて、古いことばかり語るより、これからの新宿を語ると、本年4月東京理科大学の葛飾キャンパス（表紙、左写真）が開設されました。多くの学生が全国から来ますし、大学の性格上世界から新宿に来る研究者が少なくないと思います。これから、新宿は、葛飾の中で一番先進的な国際化が進む町として期待をしています。その先進的国際化を続けるには、町の歴史を知り語り継ぎ、そのうえで新しいものを、どんどん取り入れていく必要があります。半世紀以上に製紙工場、化学工場を迎え入れた町でありながら、移転されてしまったことを考えれば、大学も移転されてしまわないように、町が大学とともに進み歩む努力を続けて、葛飾をリードしていく町になることを期待しています。

企 業 紹 介

株式会社大丸

(新小岩北支部)

当社は、ここ新小岩の地で55年、
標示板・記念品・ディスプレイ・ネー
ムプレート等アクリル製品の製作を
してまいりました。

今、特にこの時期皆様にご紹介し
たい製品があります。それは、池上
彰のテレビ番組でもとりあげられた
「自分が震災にあった時、持ってい
て良かった！」ものの一つにフエが
ありました。当社では、昨年このフ
エをネームプレートやIDカードホ
ルダーと合体させたものをメーカー
と共同で製品化する事に成功しまし
た。

わざわざフエを持つ手間もなく万
が一、その時にあつて良かった。防
災グッズとして当社ならではの視点
で作りましたものをご覧いただけれ
ばと思います。



会 社 概 要

業種：プラスチック製造加工

代表者：代表取締役 老月紳晃

TEL : 03-3692-1111

FAX : 03-3692-5644

営業時間：8 : 30～17:30

定休日：土・日・祝日

フィットネスクラブ ティップネス新小岩店

(新小岩北支部)

健康的な生活を送りたい方、美しいカラダをつくりたい方、効果を求める方、そんなすべての方に充実の設備をご用意し、多彩にお届けします。どうぞティップネスで、上質な時間をお過ごしください。

1. トレーニングジム

筋力トレーニングや、有酸素運動、さらにティップネスおすすめのファンクショナルトレーニングまで、種類豊富なプログラムをご用意しております。また、最新機器を使って筋肉量バランス・基礎代謝量・スタイルポジションなどをトータルで測定。

あなたに最適なプログラムを無料でご案内するボディドックシステムがおすすです。

経験豊富なスタッフがあなたをやさしくサポートします。

2 スタジオ

ヨガ、太極拳、気功、などのリラックスプログラムから、エアロビクスやダンスなどのアクティブなプログラムまで、レベルに合わせて選べる種類豊富なプログラムをご用意しております。

3. プールエリア

ティップネスの自慢のひとつが、一年を通じていつでも清潔で衛生管理されたプールです。また、水中エクササイズなどのアクアメニューも多彩です。

4. お風呂場

ティップネス新小岩店のお風呂は「人工(準天然)光明石温泉」です。心も身体もリラックスし、身体が芯から温まります。



会 社 概 要

業種：フィットネスクラブ

代表者：代表取締役社長 武信幸次

店舗名：新小岩店

支配人：桂 征史

TEL : 03-5654-3531

FAX : 03-5698-3591

営業時間：平日 9 : 30～23 : 00

土曜 9 : 30～22 : 00

日曜 祝 9 : 30～20 : 00

定休日：木曜日

株式会社かすみ交通

(東新小岩支部)

当社は平成19年に葛飾区新宿で創業したタクシー会社で、現在は西新小岩に本社を移し、23区内各地で日々営業しております。

平成21年度からは東京タクシーセンター様より優良事業者として、最高評価のAA(ダブルエー)を継続的に受けております。

「安全はすべてに優先する」をスローガンとし、安全で快適な輸送のサービス提供を第一に考えすべてのお客様のニーズに応えられる、そんなタクシー会社になりたいと日々努力しております。

タクシーに関することでしたらなんでも結構です。お電話お待ちしております。

**羽田空港・成田空港
へは、便利でお得な
定額運賃どうぞ!!
お気軽にお問合せ下さい!!**

会社概要

代表取締役: 鹿住良人

所在地: 葛飾区西新小岩 4-39-17-2 F

TEL : 03-6657-6100

FAX : 03-6657-6013

事業内容: タクシー業



小規模事業者経営改善資金

マル経融資

無担保・無保証
低利・手数料無
+
区が3年間、
利子の50%を
補助します!

- 【融資対象】 ※従業員数20名以下
(商業・サービス業5名以下)の法人・個人事業主の方
- 【担保・保証人】 不要
- 【融資限度額】 1,500万円
- 【返済期間】 運転資金7年以内 設備資金10年以内
- 【金利】 1.55%(平成25年4月10日現在)
- 【必要書類】 2期分の決算書及び確定申告書(控)等

※この融資限度額、返済期間の取扱いは、平成26年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員・非会員の方問わずご利用いただけます。

弁護士・税理士等による窓口専門相談 も実施中
(無料相談・予約優先)

※事業に関することに限ります。

各種経営のご相談・融資のお問い合わせは、

東京商工会議所 葛飾支部

葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階

TEL (3838)5656 FAX (3838)5657





税に関するQ&A

養老保険を定期保険に転換した場合

Q

当社は、現在、全従業員を被保険者とし、当社を受取人とするA生命保険会社の養老保険に加入していますが、加入から10年経過したので、今事業年度に全従業員を被保険者とし、当社を受取人とする定期保険への転換を考えています。

この場合、資産に計上されている保険積立金等の処理はどうすればよいのでしょうか。

A

保険契約においては、一般に、「契約の転換」といわれる制度があります。これは、既契約の積立保険料（責任準備金）などを基礎として、新しい保険契約の保険料に充当する形で契約を切り替え、保険の種類の変更や保険金額の増額を行おうとするものです。

ご質問のように、保険積立金のある養老保険を満期保険金のない定期保険に転換した場合には、旧養老保険契約について一種の精算があったものとみなし、資産に計上されている既払保険料の額（保険積立金）のうち新規の定期保険に充当される部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたもの（前払保険料）として新契約の保険期間の経過に応じて損金の額に算入することになります。

また、充当されない部分については、その転換があった日の属する事業年度において損金の額に算入することができます。

（法基通9-3-5、9-3-7）

〔平成24年4月1日現在法令等〕

葛飾税務署管内の法人の具体的な相談は、葛飾税務署まで

TEL 03-3691-0941（担当：法人課税第1部門）

自動音声案内が流れたら、2番を押して「個別相談の予約の件」とお申し付けください。

葛飾わくわく！お店探検隊

文と写真
岩澤亜紀子

取材協力店大募集：6千人の読者に向けて、お店のアップルをしてみませんか！（費用はかかりません）
TEL 090-6484-9981 / FAX 047-472-0190 / メール cook@rokurodesign.com

オリジナルのスパイスで作る こだわりのカレー

一見カフェのようなおしゃれな店がお花茶屋公園近くにある。南インドカレーショップのミラーンだ。全体的に白を基調にまとめられた店内は女性一人でも入りやすい落ち着いた雰囲気だ。

ミラーンのカレーは素材とスパイスと塩だけで作られている。野菜は旬の物を仕入れ、泥付きの物を使うこともある。その場合は泥を落とすところから調理が始まり、手間と時間がかかるが野菜の鮮度がまったく違うそうだ。



そしてミラーンの一番の特徴はそのスパイス。店主自らがインドに赴き、ブレンドしたオリジナルのスパイスを仕入れてある。このスパイスを使ったカレーはスパイシーでしっかりと辛みもありつつとても食べやすい。これらの食へのこだわりは、店主の「家族に食べさせるような食事を提供したい」という気持ちからだ。

現在ミラーンでは店舗とテイクアウトの他、ロケ弁当、ケータリングもやっている。13種類のオリジナルカレーにスープやタンドリーチキン、サラダなどのサイドディッシュも提供されている。いそがしい日常にホッと一息、おいしいカレーはいかがだろうか。

☎ 3838-2718
MILLAN (ミラーン)
(株) ミラーン



【住所】お花茶屋 1-19-8-107
【営業時間】月～金 11:30～15:00 (L.O.)、
土 11:30～20:00 (L.O.)
【定休日】日曜・祝日定休
(お花茶屋支部)

安くてうまい！台湾料理



【住所】お花茶屋 2-4-18
【営業時間】11:00～15:00
17:00～23:30
【定休日】年中無休
(お花茶屋支部)

京成お花茶屋駅北口にあるお花茶屋商店街を5分ほど歩くと台湾料理の福家がある。福家は2012年8月にオープンした新しいお店だが、安くておいしいと評判のお花茶屋でも人気のお店の一つだ。

料理は本場の台湾の味を生かしつつ、日本人向けの味付けになっているそうだ。特にエビマヨとエビチリはお勧めとのこと。値段も手頃でランチは680円から。メインのおかずにご飯、スープ、杏仁豆腐がついた定食が常時9種類あり、加えて日替わりが1種、ラーメンにご飯物がついたラーメンセットもある。

毎日通っても飽きることがない。夜は「食べ飲み放題2時間2,980円」がお勧めだ(2名より)。福家の食べ放題はオーダー式。料理はメニューの中から自分で好きな物を選んで頼むので(ただしフカヒレ・アワビは除く)お気に入りの料理をおかわりすることもできる。料理が決まっているコース料理も3コースあり、Aコースは8品で一人1,680円、Bコースは12品で2,980円、Cコースは15品で4,980円(全コース2名より)。飲み放題2時間1,500円もあるのどうまく組み合わせたい。



1階はテーブル席が12、2階は広い座敷があるので大人数の集まりも対応可能。みんなで集まっておいしい台湾料理を楽しむのにぴったりだ。

☎ 6662-5233
福家
興旺株

葛飾都税事務所からのお知らせ

平成25年度 4月の人事異動 着任のご挨拶



新所長
裏田 勝己

このたび、4月の人事異動で、葛飾都税事務所長に着任いたしました裏田でございます。税務分野の経験は初めてですが、前任の喜名所長同様、よろしくお願いいたします。

山田会長をはじめ、公益社団法人葛飾法人会の皆様には、都政並びに都の税務行政の円滑な運営に多大なご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等を通じて納税意識の高揚を

図るなど、広く地域社会への貢献に積極的に取り組んでおられます。このたび、公益社団法人に移行されましたことは、先進的で熱心な事業活動が認められたものと、心から敬意を表します。

さて、最近のわが国の経済は、生産や企業収益に改善の動きがみられるなど、次第に回復に向かうことが期待されておりますが、一方で、円安による原材料価格の上昇が収益を圧迫する懸念もあり、予断が許されません。

厳しい経済状況が続く心配もありますが、私も葛飾都税事務所といたしましては、職員が心をひとつに、適正かつ公平で効率的な税務行政の推進に全力を注いでまいります。

本年も貴法人会の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴法人会の益々のご発展と会員の皆様のご事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日（午前0時）現在、車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

平成25年度の自動車税納税通知書は、5月1日（水）に発送します。5月31日（金）までにご納付ください。

東京都の自動車税は、金融機関や郵便局等の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・携帯電話からインターネット（モバイル）バンキングやクレジットカードでも納付できます。

詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。



税務職員を装った不審な電話「還付金詐欺」にご注意ください！

税務職員を装って、税金などの還付金があるとだまし、ATMから多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内で多発しています。

犯人らの手口は、税務職員を名乗って電話をかけ、税金や医療費などが還付されるかのように偽ります。それから、還付の手続きのために、ATMに行くように誘導し、そこから指定した電話番号に電話をするように指示します。ATMのある場所から指定された電話番号に電話すると、言葉巧みにATMの操作を指示して多額の金額を振り込ませます。

主税局では、税金を還付するためにATMの操作をお願いすることは絶対にありません。電話でATMの操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。

不審に感じた場合は、相手の氏名、所属する部署名を確認のうえ、相手の指定した電話番号にはかけずに、最寄りの都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係（03-5388-2924）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

問い合わせ先

葛飾都税事務所（☎ 03-3697 - 7511）

または主税局HP → <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

特別徴収義務者のみなさまへ

(会社等で社員の方の特別区民税・都民税を徴収して納入されている給与支払者の方)

特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書をご確認ください

平成25年度特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書を、5月10日(金)に送付します。
特別徴収税額決定変更通知書の「特別徴収義務者用(会社用)」及び「納税義務者用(社員個人用)」のご確認をお願いします。
<問い合わせ先> 課税担当係 直通 03(5654)8550

◆◆◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届等の提出について◆◆◆

給与所得等に係る「特別区民税・都民税」特別徴収のしおりを同封しますので、次のような変更等が生じましたら提出をお願いします。

● 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

年の途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税を徴収することができなくなった場合は、必ず提出をお願いします。

● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合に使用します。

● 特別区民税・都民税 特別徴収への切替申請書

普通徴収(個人で納付する方法)から特別徴収に切り替える場合に使用します。

(※ 自営業の方など特別区民税・都民税を個人で納付する方には、平成25年度特別区民税・都民税税額決定納税通知書を6月10日(月)に送付します。納期内の納付にご協力をお願いします。)

平成26年度より、全国の地方公共団体による防災施策に要する費用の財源を確保するため、国の法律に基づき、特別区民税と都民税の均等割額がそれぞれ500円加算され、年額5,000円となります。(今年度からではありません)

5月は軽自動車税の納期です

平成25年度の軽自動車税納税通知書は、5月13日(月)に発送します。

軽自動車税を納めていただく方は、平成25年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪小型自動車を所有している方です。5月31日(金)までにご納付をお願いします。

納付方法など

各金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、区役所(税務課)、区民事務所・区民サービスコーナー、コンビニエンスストア、モバイルレジで納めることができます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。(月割り課税制度はありません)また、4月2日以降に廃車・譲渡をされた方でも、その年度1年分の軽自動車税がかかりますので、ご了承ください。

なお、所有していない軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車・譲渡の手続きが済んでいるかをご確認ください。

<問い合わせ先> 収納管理係 直通 03(5654)8201

女性部会

・女性部会全体連絡会議に出席して

3月4日（月）東京ドームホテル天空の間にて、東法連女性部会全体連絡会議が14時30分より執り行われました。

第1部では東法連女性部会連絡協議会藤森和子会長のご挨拶があり「税に関する絵はがきコンクール」に対する思いと、各地区の女性部会の方々の大変なご苦勞を労うお話で感銘を受けました。また選考結果発表では残念にも葛飾はもれましたが、どれも優劣つけがたく素晴らしい作品だとの先生のお言葉でした。

その後の講演は日本で二人目の女性宇宙飛行士・山崎直子様「宇宙からのメッセージ」です。美しい星空に魅せられ日々体力勝負の中、チームワークの大切さ、地球に戻った時の「幸せは自分の身近にある」と痛感されたことなど、心に沁みだした講演でした。

第2部の交流懇親会では、山崎様との歓談と各地区の会員の皆様との楽しく有意義な時間を過ごさせて頂き、18時30分に閉会となりました。

・税務研修会開催

3月8日（金）12時より木曾路新小岩店にて、税務研修会を開催しました。講師は葛飾税務署大森法人第1統括官、「財産を相続したときもらったとき」の演題で講演をして頂きました。女性部会25名出席、岡田副会長にもお忙しい中ご参加頂きました。内容が私達の身近な関心のある事でしたので、皆様熱心に聴き入っていました。また、質問も出ていろいろ勉強になりました。相続税の見直し8段階で、平成27年1月から「基礎控除が縮小」される事や「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設」のこと等、資料を頂いたので勉強したいと思います。講演の後は美味しい食事で皆様と楽しいひと時を過ごし解散となりました。



第3地域事業部

・雪像コンテストを開催

3月2日（土）葛飾区亀有にある亀有公園に於いて、第8回わんぱく雪まつりが開催され、第3地域事業部では第3回「雪像コンテスト」を主催しました。当日は晴天で気温も高い中で雪像作りとなりました。力作揃いの中、審査を1時間かけて実施し、その後本会場で表彰式をし、参加全チームに景品を渡しました。



口座振替で会費納付されている会員様へ

5月27日（月）に葛飾法人会平成25年度上期分の会費（ないし25年度分会費）の口座振替が実施されますので、宜しくお願い致します。振替日（口座引き落とし日）の4～5日前に案内ハガキが届きますので、ご確認ください。下期は11月27日（水）振替日となります。

なお、新入会員もしくは新たに口座振替を始められた会員の初回（初年度）の口座振替月は手続きの関係上、上記の5、11月以外となる場合があります事をお含みおき下さい。

お知らせ

平成25年4月1日に西亀堀八支部と東堀切支部が合併し、新支部名- **上千葉支部** となり、新支部長には前東堀切支部の秋元成夫支部長が就任されました。よろしく申し上げます。

編集後記

平成11年に青年部会を卒業と同時に広報副委員長に就任し、平成15年より委員長を務めさせて頂きました。多方面にわたり会員皆様のご援助のお蔭をもちまして、無事に会報誌・広報誌の発行を重ねることが出来ました。衷心より感謝申し上げます。今号で広報委員長として編集後記を書かせて頂くのも最後となり、重ねて長年のお付き合いにお礼申し上げます。

（広報委員長高橋久勝）

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
5月15日（水）	13:30～16:00	葛飾法人会館
6月5日（水）	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
6月12日（水）	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓

NO.350（通巻58巻）
平成25年5月1日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail info@katsuhou.net
発行人 山田幸三 編集人 高橋久勝

葛飾法人会会員の方は法人税申告書別表一（一）の上部欄外の右上部分にこのシールを張ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。） →

